

新型コロナウイルス感染症影響に係る石川県融資制度の概要

資料 1

■新型コロナウイルス感染症特別融資の創設（令和2年3月25日開始）

イベント自粛要請等の影響により急激かつ大幅に売上高が減少した事業者の資金繰りの支援として「新型コロナウイルス感染症特別融資」を創設。

対象要件	(1) 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、最近2週間から1ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少 (2) 経営安定関連保証または、危機関連保証を利用可能なもので、当該保証要件に規定する期間の売上高等に比して20%以上減少
融資限度額	80,000千円
融資期間	10年以内（据置3年以内）
利率	1.00%以内
保証料	免除

(注) 今後（5月頃）、本融資制度の要件を大幅に拡充予定（据置期間の延長、無利子期間の創設）

■経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）の要件拡充（令和2年3月9日開始）

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに支障が生じた事業者への資金繰り対策として、下記の通り経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）の要件を拡充。

	要件拡充前	要件拡充後
対象要件	次のいずれかの要件を充たす者 ①最近3ヵ月の売上高が前年同期比に比して3%以上の減少 ②売上原価の20%以上を占める原油原材料が最近1ヵ月間の対前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できない	次のいずれかの要件を充たす者 左欄に下記の要件を追加。 ③新型コロナウイルス感染症の発生に起因して最近1ヵ月間の売上が前年同期に比して3%以上減少
融資限度額	80,000千円	80,000千円
融資期間	7年以内（うち据置2年以内）	7年以内（うち据置2年以内）
利率	1.30%以内（保証協会付きの場合1.00%以内）	左欄に下記の内容を追加。 新型コロナウイルス感染症の影響の場合、 1.00%以内（保証協会付きの場合1.00%以内）

上記制度の詳細は県HP「<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/korona.html>」に掲載。

お問い合わせは、石川県商工労働部経営支援課金融グループまで（電話番号 076-225-1522）

石川県新型コロナウイルス感染症特別融資制度要綱

1 目的

この制度は、県内中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じているために要する資金を円滑に供給し、県内中小企業者の経営の安定に資することを目的とする。

2 融資対象

次の要件のいずれかに該当し、中長期的に業況の回復が見込まれるものとして、商工会議所、商工会、石川県中小企業団体中央会又は公益財団法人石川県産業創出支援機構(以下「商工会議所等」という。)が認定したもの。ただし、石川県中小企業団体中央会の認定は、組合に係るものに限る。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近2週間から1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注高。以下「売上高等」という。)が前年同期の売上高等に比して20%以上減少しているもの
- (2) 経営安定関連保証または危機関連保証を利用可能なもの(各保証に係る市町長の認定書を有しているもの)で、当該保証要件に規定する期間の売上高等に比して20%以上減少しているもの

3 資金の用途

経営の安定に必要な運転資金

4 融資条件

(1) 融資限度額

融資の最高限度額は、8,000万円とする。

(2) 融資期間

融資期間は、10年以内(うち据置は3年以内)とする。

(3) 担保

取扱金融機関の所定の扱いによる。

(4) 保証人

取扱金融機関の所定の扱いによる。

5 信用保証

付保については、取扱金融機関の所定の扱いによる。

6 認定の手続等

認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第1)を2部、商工会議所等に提出するものとする。

7 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書(別記様式第2)に、この要綱及び石川県制度金融通則5に定める商工会議所等の認定書の写しを添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

石川県経営安定支援融資制度要綱

1 目的

この制度は、県内中小企業者が産業構造の変革、経済環境の変化等により経営の安定に支障を生じているために要する資金を円滑に供給し、県内中小企業者の経営の安定に資することを目的とする。

2 融資対象

次のいずれかに該当するものとする。

(1) 一般分

次の要件のいずれかに該当し、中長期的に業況の回復が見込まれるものとして、商工会議所、商工会、石川県中小企業団体中央会又は公益財団法人石川県産業創出支援機構(以下「商工会議所等」という。)が認定したもの。ただし、石川県中小企業団体中央会の認定は、組合に係るものに限る(以下同様とする。)

- ① 最近3か月間の売上高が前年同期の売上高に比して10%以上減少していること。
- ② 最近6か月間の売上高が前年同期の売上高に比して5%以上減少していること。
- ③ 今期事業年度において、税引前利益で欠損金を生ずることが見込まれること。
- ④ 前期事業年度において、税引後利益で欠損金を生じていること。ただし、決算終了日より6か月以内の申請の場合に限る。

(2) 再生支援分

経営の安定に支障を生じ、商工調停士又は公益財団法人石川県産業創出支援機構(石川県中小企業再生支援協議会を含む。以下同様とする。)の支援チーム(以下「商工調停士等」という。)の指導を受けている者であって、次のいずれにも該当するもの

① 次のいずれかに該当するもの

- ア 最近3か月の月平均売上高が、過去3年同期の月平均売上高のうち最大の売上高に比して10%以上減少していること。
- イ 今期事業年度において、税引前利益で欠損金を生ずることが見込まれること。
- ウ 前期事業年度において、税引後利益で欠損金を生じていること。ただし、決算終了日より6か月以内の申請に限る。
- エ 債務超過であること。

- ② 取引金融機関等の支援体制が確保されているもの
- ③ 商工調停士等の指導により、経営の危機を克服する見込みのもの
- ④ 経営改善計画の概要(別記様式第3)を作成しているもの

(3) 資金繰り支援分

次のいずれにも該当するものとして、商工会議所等が認定したもの

- ① 融資申し込み時点において、県の制度金融に係る既往債務(石川県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の保証付き債務に限る。以下同じ。)が存在するもの。ただし、平成20年11月12日から令和3年3月31日までの間は、「県の制度金融」とあるのは「県の制度金融又は県の制度金融以外の金融機

関の融資」とする(3の(2)の①において同じ。)

- ② (1)又は(4)に該当するもの
- ③ 適切な事業計画を有しているもの
- ④ 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項各号または第6項のいずれかの基準に基づいた市町長の認定書を有しており、経営安定関連保証または危機関連保証を利用可能なもの

(4) 緊急経営安定支援分

次の要件のいずれかに該当し、中長期的に業況の回復が見込まれるものとして、商工会議所等が認定したもの

- ① 最近3か月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注高。以下「売上高等」という。)が前年同期の売上高等に比して3%以上減少しているもの
 - ② 売上原価の20%以上を占める原油・原材料*の最近1か月間の仕入価格が前年同期比で20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できない状況にあるもの
- *原油・原材料とは、重油、ガソリン、灯油、鉄鋼等の金属材料、小麦等の農林水産物などの原材料をいう。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注高。以下「売上高等」という。)が前年同期の売上高等に比して3%以上減少しているもの

3 資金の使途

(1) 一般分、再生支援分及び緊急経営安定支援分

経営の安定に必要な運転資金

(2) 資金繰り支援分

- ① 県の制度金融に係る既往債務の借り換えに要する資金
- ② ①の借り換えと併せて行う2の(3)の③の事業計画を達成するために必要な事業資金(①の金額と同額以下)

4 融資条件

(1) 融資限度額

① 一般分

融資の最高限度額は、8,000万円とする。

② 再生支援分

融資の最高限度額は、8,000万円とする。

③ 資金繰り支援分

融資の最高限度額は、8,000万円とする。ただし、知事が特に認めた場合は、2億8千万円とする。

④ 緊急経営安定支援分

融資の最高限度額は、8,000万円とする。

(2) 融資期間

① 一般分及び緊急経営安定支援分

融資期間は、7年以内(うち据置は2年以内)とする。

② 再生支援分

融資期間は、7年以内(うち据置は2年以内とし、固定金利)又は10年以内(うち据置は2年以内とし、

変動金利)とする。

③ 資金繰り支援分

融資期間は、7年以内(うち据置は1年以内とし、固定金利)又は10年以内(うち据置は1年以内とし、変動金利)とする。

(3) 担保

① 一般分及び緊急経営安定支援分

取扱金融機関の所定の扱いによる。

② 再生支援分

原則として無担保とする。

③ 資金繰り支援分

保証協会の所定の扱いによる。

(4) 保証人

取扱金融機関の所定の扱いによる。

ただし、資金繰り支援分については、保証協会の所定の扱いによる。

5 信用保証

付保については、取扱金融機関の所定の扱いによる。

ただし、再生支援分、資金繰り支援分については、保証協会の保証を付すものとする。

6 認定の手續等(一般分、資金繰り支援分、緊急経営安定支援分)

認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第1)を2部、商工会議所等に提出するものとする。

7 融資の申込手續

融資を受けようとする者は、借入申込書(別記様式第4)に、この要綱及び石川県制度金融通則5に定める商工会議所等の認定書の写し(再生支援分の場合は、商工会議所、石川県商工会連合会又は公益財団法人石川県産業創出支援機構の推薦書(別記様式第2)及び経営改善計画の概要(別記様式第3))を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

8 取扱期間

2の(4)に規定する緊急経営安定支援分の①の取扱期間は、平成20年11月12日から令和3年3月31日まで、②の取扱期間は平成20年8月1日から令和3年3月31日まで、③の取扱期間は、令和2年3月9日から令和3年3月31日までとする。